

進路通信



校訓： 磨きあえ心 学びあえ知 鍛えあえ体

令和5年7月12日 第17号
佐世保市立鹿町中学校

(令和6年度高等学校等育英事業予約奨学生について)

長崎県育英会は、優れた生徒でありながら、経済的理由により修学困難な者に学資を貸与して、将来、社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的としています。

1 出願資格一次の各号に該当することが必要です。

- (1) 長崎県内に住所を有する者の子など
- (2) 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程並びに高等専門学校へ進学を希望する者(通信制を除く)
- (3) 経済的理由により修学困難で、かつ、人物・学業とも奨学生としてふさわしい者(家計(所得)・学力については基準があります。)

他の奨学金制度との併願・併給は可能です。(但し、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金及び本会の他の奨学金との併給は不可)

2 募集期間—令和5年7月10日(月)～9月15日(金)

*出願には次の書類(奨学生願書・奨学生推薦調書・所得に関する書類・就学者控除及び特別な控除の書類)が必要です。希望のご家庭は8月9日までに横尾まで連絡をお願いします。

(令和6年度交通遺児等予約奨学生について)

この奨学制度は、交通事故、病気、災害、自死等により不幸にして保護者等を失った遺児のうちで、経済的な理由により修学が困難な者に対し、学資を貸与することにより奨学の途を開き、立派な人材を育成することを目的としています。

1 出願資格一次の条件をすべて満たす者

- (1) 長崎県内に住所を有する者の子ども等
- (2) 家計の支持者又は保護者が、交通事故、病気、災害、自死等により死亡した家庭の遺児
- (3) 大学・短期大学・専修学校専門課程、高等学校並びに高等専門学校への進学を希望する者(専攻科、通信制を除く)
- (4) 経済的理由により修学が困難な者

他の奨学金制度及び本会の大学等入学時奨学金との併給は可能です。ただし、独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金、及び本会の大学等入学時奨学金以外の奨学金と重複して貸与を受けることはできません。

2 提出期限—令和5年9月15日(金)

*ご希望の家庭は7月21日までに横尾まで連絡をお願いします。その後、学校から連絡を行い、出願書類を送っていただきます。